# 所得に応じて負担を軽減します

## 高額介護サービス費 (サービス利用料の負担軽減)

介護保険のサービスを利用する場合、利用者はサー ビス費の1割を負担し、残りの9割は保険から給付さ れます。この1割の負担額が高額になったときは、申 請すると, 所得に応じて, 一定の上限額を超えた額を 払い戻しする制度があります。今回の見直しにより,利 用者負担第2段階に該当する人の上限額が引き下げら れました (表1, 2参照)。

## 特定入所者介護サービス費 (居住費と食費の負担軽減)

対象となるサービス(介護保険施設への入所と短期 入所)を利用している人で,利用者負担第1~第3段 階に該当する人は、申請をすると、負担の軽減を受け ることができます (表1,3参照)。

なお、申請時に所得が未申告の人については、すべ て第3段階の取り扱いとなりますので、必要に応じて 申告を行ってください。

### 【表 1 利用者負担段階の区分】

負担段階	対象者		
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	
第2段階		年金収入が 年間 80 万円以下の人	
第3段階		年金収入が 年間 80 万円を超える人	
第4段階	市民税課税世帯		

### 【表2 高額介護サービス費―負担段階別の上限額】

負担段階	改正後の上限額	現行の上限額		
第1段階	15,000円	15,000円		
第2段階	15,000円 🔸	- 24,600円		
第3段階	24,600円	24,600円		
第4段階	37,200円	37,200円		

### 【表3 特定入所者介護サービス―負担段階別の上限額】

1日当たりの額を表示

	居住費					食費
負担段階	多床室	従来型個室		ユニット型準個室	ユニット型個室	
		特養	老健・療養			
第1段階	0 円	320円	490 円	490 円	820円	300円
第2段階	320円	420 円	490 円	490 円	820円	390円
第3段階	320円	820円	1,310円	1,310円	1,640 円	650円

介護保険の給付対象となるサービスには、施設サービスと居宅サービス があります。

※福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給もあります。

#### 施設サービス

- ·介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- ·介護老人保健施設
- ·介護療養型医療施設

#### 居宅サービス

- ・訪問介護(ホームヘルプ)・短期入所生活介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・通所リハビリ(デイケア)
- ・通所介護(デイサービス)
- ·福祉用具貸与

(ショートステイ)

· 短期入所療養介護

(ショートステイ) · 認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

サービス利用時には, 要介護度 に応じて設定された利用料の1 割を負担します。

